

監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成27年3月31日)

TAKASU

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成27年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成26年度定期監査及び行政監査の結果について

監査対象局

健康福祉局

1 監査実施期間 平成26年12月26日から平成27年3月2日まで

2 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	健康福祉局		1	1
2	健康福祉総務課		1	1
3	国保・高齢者医療課	2		2
4	障がい福祉課	1		1
5	生活福祉課			
6	長寿福祉課			
7	介護保険課	1		1
8	地域包括支援センター			
9	子育て支援課	2		2
10	子育て支援課（こども女性相談室）			
11	子育て支援課（こども未来館整備室）			
12	こども家庭課	1		1
13	こども園運営課			
14	保健対策課			
15	保健対策課（感染症対策室）		2	2
16	保健対策課（地域医療対策室）			
17	生活衛生課		2	2
18	保健センター		1	1
	合計	7	7	14

【指摘】
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

3 監査対象事務 財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度 平成25・26年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、健康福祉総務課所管の災害時緊急物資の備蓄に関する管理状況、保管状況について平成27年1月23日に実地監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成26年度 健康福祉局定期監査及び行政監査結果一覧】

H27.3.31

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	意見	健康福祉局内ホームページの情報整理について	P4	健康福祉局
No.2	指摘	支出命令に係る事務処理について	P5	国保・高齢者医療課
				子育て支援課
No.3	指摘	業務委託契約に係る仕様書の作成等について	P6	国保・高齢者医療課
No.4	指摘	業務委託契約に係る適正な事務処理について	P7	障がい福祉課
No.5	指摘	業務委託契約に係る適正な事務処理について	P8	介護保険課
No.6	指摘	高松市放課後児童健全育成事業費補助金交付に係る事務処理について	P9	子育て支援課
No.7	指摘	随意契約に係る適正な事務処理について	P10	こども家庭課
No.8	意見	ホームページにおける既存のコンテンツを利用した啓発活動について	P11	保健対策課 感染症対策室
				保健センター
No.9	意見	災害時緊急物資の備蓄・保管状況について	P12	健康福祉総務課
No.10	意見	ホームページにおける市民のニーズに応じた感染症情報の提供について	P13	保健対策課 感染症対策室
No.11	意見	ホームページを生かした犬・猫の遺棄防止に関する啓発について	P14	生活衛生課
No.12	意見	ホームページにおける飼い犬・猫へのマイクロチップ装着に関する啓発について	P15	生活衛生課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
 ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

災害時緊急物資実地監査について

本市の「災害時緊急物資備蓄計画」に基づき、災害時緊急物資が適正に備蓄、保管及び管理されているか確認するため、関係職員の立会いを求め、実地監査を行った。

1 監査対象事項

(1) 備蓄状況

健康福祉総務課のホームページに掲載している数量と現況の実数を照合する

(2) 保管状況

- ア 保管上の環境・衛生面に問題がないか
- イ 災害時に備蓄品の搬入・搬出や、供給時に問題となる要因はないか
- ウ 保管に関するマニュアルが作成されているか

(3) 管理状況

- ア 管理責任の明確化や数量の管理が適切にできているか
- イ 期限を迎えた備蓄品の処分は適切か
- ウ 管理に関するマニュアルが作成されているか

2 実地監査の日程

平成27年1月23日（金）

3 実地監査対象施設

監査対象施設名
保健センター・保健所
牟礼支所
国分寺支所
香川支所

国分寺支所



香川支所



実地監査の状況（平成27年1月23日撮影）

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日
------	--------------	-----	------------

所管課等	健康福祉局	区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
------	-------	----	--

指摘・意見の項目	健康福祉局内ホームページの情報整理について
内容	<p>健康福祉局のホームページで公開されている情報は、市民生活に密着している項目が多く、膨大であり、多数の項目が整理されないまま同一区分内に掲載され、情報を探しにくい状態となっているので、健康や福祉に関する悩みを抱え情報を求めている市民やその家族の立場に立ち、スムーズに必要な情報が検索できるようページ構成の構築に取り組みたい。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日	
所管課等	国保・高齢者医療課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
	子育て支援課			

指摘・意見の項目	支出命令に係る事務処理について
内容	支出命令に係る事務処理については、請求書及び請求内訳書の割印がなされていないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。

根拠法令・通知等	高松市会計規則第54条第3号
内容	支出についての証書類及び領収書は、次の各号によりこれを取り扱わなければならない。 (3) 2枚以上をもって1通とする証書類は、その取扱者又は債主が割印又は袋とじをしなければならない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日
所管課等	国保・高齢者医療課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	業務委託契約に係る仕様書の作成等について
内容	平成26年度女木・男木診療所臨床検査委託料に係る単価契約に伴う見積徴取決裁については、契約書案や業務に関する具体的な仕様書の作成・添付がされていないので、今後は適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等	高松市契約規則第18条の2
内容	市長は、随意契約により契約を締結しようとする場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2以上の者から見積書を徴さなければならない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日
------	--------------	-----	------------

所管課等	障がい福祉課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
------	--------	----	--

指摘・意見の項目	業務委託契約に係る適正な事務処理について
内容	平成26年度高松市障害者地域活動支援センターⅢ型事業委託料に係る支出負担行為については、契約書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結する場合は、適正に添付されたい。

根拠法令・通知等	高松市会計規則第52条第1項及び別表第1第13項
----------	--------------------------

内容	支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第1に定めるところによる。					
	科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考
	13 委託料	試験研究及び調査並びに映画等製作委託料	契約をしようとするとき（請求のあったとき。）。	契約金額（請求のあった額）	契約書 請書 見積書 仕様書（請求書・内訳書）	単価契約によるものは、括弧書きによることができる。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日	
所管課等	介護保険課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	業務委託契約に係る適正な事務処理について
内容	<p>介護保険指定事業者等管理システム保守管理業務委託に係る契約については、請書の履行遅延による遅延損害金に係る条項の率において、高松市契約規則第35条の規定による率が反映されておらず、また、仕様書には、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正に事務処理されたい。</p>

根拠法令・通知等①	高松市契約規則第35条第1項
内容①	<p>市長は、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、次条の規定により契約を変更する場合を除き、未納部分又は未済部分の価格に対し、遅延日数に応じ年2.9パーセントの割合を乗じて得た額を遅延損害金として徴収する旨を約定しなければならない。</p>
根拠法令・通知等②	平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」
内容②	<p>公共調達（市発注の工事（業務））における適正な労働条件を確保する観点から、業務委託（コンサルを含む。）及び軽易な工事については、次の例により、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を加えること。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日	
所管課等	子育て支援課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	高松市放課後児童健全育成事業費補助金交付に係る事務処理について
内容	平成25年度高松市放課後児童健全育成事業費補助金については、交付申請時の収支予算書の摘要欄に記載がなく、またこれらの算出根拠となる資料も添付されていないものが見受けられるので、今後は、同補助金交付申請者に対し、収支予算書の摘要欄に積算等内訳の明確な記載を行うよう指導するなど、補助金交付事務の適正化を図り、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

根拠法令・通知等	平成25年度予算の執行方針
内容	補助金等交付申請書に添付する収支予算書について、より明確な区分と積算等内訳の記載を申請者に対し指導すること。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日	
所管課等	こども家庭課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	随意契約に係る適正な事務処理について
内容	高松市住民情報システム(福祉保健系)平成26年度児童扶養手当法改正対応の業務委託に係る執行伺決裁については、契約書案が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等	高松市契約規則第18条の2
内容	市長は、随意契約により契約を締結しようとする場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2以上の者から見積書を徴さなければならない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日	
所管課等	保健対策課 感染症対策室	区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
	保健センター			

指摘・意見の項目	ホームページにおける既存のコンテンツを利用した啓発活動について
内容	<p>感染症対策室及び保健センターのホームページに掲載されている情報の多くは、文字情報によるものとなっているため、厚生労働省等が無償で提供しているコンテンツを活用し、視覚に訴える、分かりやすいホームページの作成に取り組まれない。</p> <p>※「コンテンツ」とは：映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの。（「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」第2条より）</p>

参 考	「啓発ツール」（厚生労働省ホームページ内）
リ ン ク	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/keihatsu_tool/

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局

平成26年度／健康福祉局

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成27年3月31日

所管課等

健康福祉総務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

災害時緊急物資の備蓄・保管状況について

内 容

健康福祉総務課所管の災害時緊急物資の保管・管理状況については、おおむね適正であると認められたが、下表の項目については、改善・検討の余地があると思われるので、改善策を検討し、迅速かつ的確に対応できる体制となるよう整備されたい。

	項目	現状
1	備蓄物資の配置について	保健所・国分寺支所では備蓄物資の数量を貼紙していたが、備蓄物資の配置図が無く、物資の内容確認は箱に貼られているシールで行う必要があった。また、保管スペースが限られているために、天井近くまで備蓄品を積み重ね、間隔も無く、他の備蓄品を取り出さないと搬出が困難な状態や、棚ごと倒れるおそれのある状態も見受けられた。
2	地区及び備蓄拠点の備蓄数量の見直しについて	備蓄物資品目のうち、粉ミルク・ほ乳瓶が牟礼・国分寺・香川支所には配置されておらず、地区範囲で見ても配置されていなかった。
3	備蓄品の管理方法の文書化について	現在、健康福祉総務課職員が毎年7～9月頃に期限切れが近い物資の入替えを行っているが、備蓄物資の保管・管理に関するマニュアルは作成されていない。

参 考

「災害時緊急物資の備蓄状況」
(健康福祉総務課ホームページ内)

リ ン ク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/21838.html>

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日
------	--------------	-----	------------

所管課等	保健対策課感染症対策室	区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
------	-------------	----	--

指摘・意見の項目	ホームページにおける市民のニーズに応じた感染症情報の提供について
内容	感染症対策室のホームページにおいては、感染症別に情報提供がなされているが、特に感染症の影響を受けやすい子どもや妊婦等に特化したページ展開を設定するなど、市民のニーズに応じた情報提供ができるよう検討されたい。

参 考	「感染症」（保健対策課感染症対策室ホームページ内）
-----	---------------------------

リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/3412.html
-------	---

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日	
所管課等	生活衛生課	区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	ホームページを生かした犬・猫の遺棄防止に関する啓発について
内容	犬・猫などの愛護動物の遺棄防止に関して、生活衛生課ホームページでは、「犬・ねこを捨てないでください」との記載に留まっているが、犬猫の遺棄は犯罪行為であることの認識を促す内容も含め、ホームページの機能を生かした効果的な啓発を行われたい。

根拠法令・通知等	動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項
内容	愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局	平成26年度／健康福祉局
------------	--------------

告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日	
所管課等	生活衛生課	区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	ホームページにおける飼い犬・猫へのマイクロチップ装着に関する啓発について
内容	生活衛生課ホームページには「迷子札（鑑札、名札、マイクロチップなど）をつけましょう。」の記載はあるものの、マイクロチップの説明や、装着についての啓発は特に見受けられないため、環境省の啓発ページ等、外部ページも積極的に活用して情報発信に努められたい。

根拠法令・通知等	平成18年環境省告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」（最終改正：平成25年環境省告示第81号）の第7「関係行政機関等の責務」
内容	関係行政機関にあっては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。